

香取広域市町村圏事務組合予定価格の事前公表に関する要領

平成 21 年 4 月 1 日

告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本組合における入札及び契約の透明性を高めることにより公正な入札及び契約の手続きを推進するため、組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（以下「建設工事等」という。）について、その予定価格（予定価格調書に記載された消費税及び地方消費税を含まない価格をいう。以下同じ。）の事前公表を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第 2 条 予定価格は、一般競争入札及び指名競争入札により執行するすべての工事等の契約について事前公表することができる。

(事前公表の時期及び方法)

第 3 条 事前公表は、一般競争入札にあってはその公告日において公告に明示するものとし、指名競争入札にあっては指名通知日において指名通知書に明示する。

(入札の執行方法)

第 4 条 入札の執行については、次に掲げるとおりとし、この告示に定めのない事項については、香取広域市町村圏事務組合入札約款（平成 21 年香取広域市町村圏事務組合告示第 2 号）第 1 条に規定する香取市入札約款の例によるものとする。

- (1) 予定価格を超える入札書を提出した者の入札は、無効とする。
- (2) 香取広域市町村圏事務組合入札約款第 1 条に規定する香取市入札約款第 8 条の第 1 号及び第 2 号に該当する場合の入札は、不調とする。
- (3) 入札の回数は 1 回とする。
- (4) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項 2 号の規定により入札が不調となった場合、指名競争入札において入札参加者が 2 人に満たない場合又は一般競争入札において入札参加者がいない場合は、当該工事等の契約に係る設計について検討の上、指名替え若しくは設計変更又は入札に付するための必要な措置等を講ずるものとする。

香取広域市町村圏事務組合予定価格の事前公表に関する要領

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。